

令和3年8月24日

生徒、保護者の皆さま

大阪府立みどり清朋高等学校

校長 寶田 康彦

## 緊急事態宣言下の教育活動等について

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に有難うございます。

さて、大阪府に対する新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が、令和3年9月12日まで延長されたことを受けて、8月18日に開催された第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議での決定を踏まえ、8月20日以降の府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等については、下記のとおりといたします。

府内における新型コロナウイルス感染状況については、既存株に比べ感染力の強い変異株（デルタ株）への置き換わりが進む中、新規感染者数が急増しているところです。

府立学校においては、生徒たちの健やかな学びを保障するため、通常形態での教育活動を継続しますが、今後ますます感染者数が増加し、生徒等間の感染から家庭内感染へと広がる懸念等もあることから、感染リスクの高い教育活動は実施しない等の制限を行い、徹底した感染症対策に取り組んで参ります。ご家庭におかれましても健康管理にご留意いただき、引き続き感染拡大防止の徹底へのご協力をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 感染症対策の再徹底について

##### (1) 基本的な感染症対策の徹底

- ①マスク着用の徹底    ②手洗いの徹底    ③換気の徹底
- ④休憩時間等において、水分補給用のコップやボトル、タオルなどを共用しない

##### (2) 健康観察の徹底

- ① 登校前の検温・健康観察の徹底（生徒、教職員等）
- ② 「発熱がある」「咳などの風邪の症状がある」など体調が悪く感染の可能性が考えられる場合は、登校せず直ちに医療機関を受診してください。
- ③ 教職員も発熱など風邪症状があるときは休みを取り受診します。

##### (3) 昼食時について

- ① 食事の前後の手洗いの徹底。
- ② 教室では自席で、向き合わず、会話を控え、食事後直ちにマスクを着用することの徹底。  
※食堂は、安心して食事ができるよう机の間隔を十分に取り、換気の徹底やCO<sub>2</sub>モニターの設置、受渡し口での感染防止対策の徹底などに努めていただいています。

##### (4) 更衣室や部室など共用エリアの使用について

短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

##### (5) ご家庭での感染防止について

感染症対策の徹底に加え、ご家族でPCR検査を受けられる方がおられる場合は、特に健康観察にご注意され、登校について慎重にご判断ください（学校にご相談ください）。

生徒が濃厚接触者になった場合や、PCR検査等を受けることになった場合には、登校せず、すぐに学校にご連絡ください。

## 2. 教育活動上の対応について

- (1) 感染防止対策の徹底を継続しながら、通常形態で教育活動を継続する。
- (2) 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- (3) 体育の授業実施上の留意点

運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、密集せず距離を取るなどの十分な感染症対策を講じたうえでマスクを外す。

ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。

なお、マスクを外すことに不安を感じる場合は、十分な体調観察を行うなど個別に適切に対応する。

- (4) 学校行事等

実施にあたっては、十分な感染症対策を講じるとともに、「長時間に密集又は近距離で行う活動」「近距離で一斉に大声を出す活動」等、感染リスクの高い活動は行わない。

**※体育祭の詳細については、後日改めてお知らせします。**

- (5) 府県間の移動を伴う教育活動等

9月1日以降に実施する府県間の移動や泊を伴う教育活動は原則延期する。

**※13期生の修学旅行については、後日当該学年に改めてお知らせします。**

- (6) 部活動

・**府内外を問わず、合宿や他校との練習試合(合同練習を含む。)は行わない。**

・活動する際は、以下の点に留意する。

ア 十分な感染症対策を講じるとともに、「近距離で向き合う活動」「身体接触を伴う活動」「大きな声や激しい呼吸を伴う活動」等感染リスクの高い活動は行わない。ただし、公式な大会等への出場に向けて、事故防止の観点から、これらの活動を行う必要がある場合は、最小限にとどめる。

イ 用具等については、不必要に使いまわしをせず、こまめに消毒する。

ウ **休憩時においては生徒どうしで食事をする事自体控える。特に、登下校時や公式戦会場等への移動時において、生徒どうしによる飲食すること自体を控える。**

エ 部室や更衣室等、共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

- (7) **下校時において生徒どうしによる飲食は厳に慎む。**

- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、家族に体調不良者やPCR検査受検者がいることなどにより登校に対する不安がある場合や、発熱や風邪の症状があるなどの場合、「出席停止」とし欠席扱いとしないことがある。(その際は必ず学校にご連絡ください。)

## 3. 臨時休業等の連絡について

府内の感染状況により、現在医療機関や保健所の対応がひっ迫しており、病院や保健所から陽性者等への連絡が深夜になる場合が生じることがあります。したがって、今後、夜間等に「臨時休業」の連絡をメール配信させていただくことがあるかもしれません。たいへんご面倒をおかけいたしますが、ご理解いただき、引き続きメールにご留意くださいますようお願いいたします。